

# 高千穂大学・高千穂幼稚園新型インフルエンザ対応方針(第2報)

学校法人 高千穂学園

厚生労働省は平成21年5月22日に厚生労働大臣が定めた「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用方針」について、6月19日にその一部を改定し、発生患者と濃厚接触者への対応や自宅療養に関する具体的な指針等を明らかにしました。また、厚生労働大臣は8月19日今般の新型インフルエンザについては「本格的な流行が、すでに始まっている可能性があり、さらに、感染拡大の場となりやすい学校が、現在、夏休み期間中であるにもかかわらず、患者数が増え続けているという現状を踏まえると、今後、学校が再開された際には、感染が急激に拡大することも十分に考えられます。」というコメントを公表しています。

この指針及びコメントに従い、高千穂大学・高千穂幼稚園における新型インフルエンザ対応方針を示します。

## [1] 学生又は園児について

### 1. 学生又は園児が新型インフルエンザに感染した疑いがある場合

- (1) 疑わしい病状があれば、本人が最寄りの病院や一般の協力医療機関で受診し、その指示に従う。感染の可能性がある場合には、その状況を学生課(03-3313-0145)又は幼稚園(03-3315-4171)に連絡するとともに、外出を自粛し、自宅において療養、経過観察する。
- (2) 学生課又は幼稚園は学園内の連絡・調整を行う。

### 2. 新型インフルエンザではない場合

- (1) 医師の診断により、新型インフルエンザではないとされた場合には、学生は学生課、幼稚園児は保護者が幼稚園事務部に連絡をする。
- (2) 季節性インフルエンザの場合には、解熱後2日を経過する日まで自宅待機による経過観察後に、学生課又は幼稚園事務部に連絡のうえ、通学・通園の許可を得る。
- (3) 大学又は幼稚園は発熱などのインフルエンザ様の病状による自宅療養期間における授業・保育・実習・定期試験等については、学生又は園児に教育的不利益が生じないよう配慮する。

### 3. 新型インフルエンザと診断された場合

- (1) 学生は学生課、幼稚園児は保護者が幼稚園事務部に連絡する。
- (2) 学生課又は幼稚園は、その旨を学園内の関係部署に連絡する。
- (3) 学生又は園児は、解熱後2日を経過するか発熱や咳、喉の痛みなど病状のはじまった日の翌日から7日間を自宅待機とし、経過観察後に治癒証明書等を学生課又は幼稚園に提出して、通学・通園の許可を得ること。
- (4) 行政機関から大学又は幼稚園に濃厚接触者(同一住所に居住する家族又は学内、課外活動施設等において、発症者と近距離接近 一手で触れることや会話することが可能な距離一 して業務等を行っていた者並びに同じ器具等を共有した者をいう。以

下同じ。)として疑いのある旨調査を依頼された場合には、学生課又は幼稚園は濃厚接触者の特定及び一覧表(連絡先を含む)の作成と本人への連絡をする。

- (5)濃厚接触者へは、行政機関から外出自粛の要請と予防投薬や経過観察の要請が行われる場合があるので、その指示等に従う。濃厚接触者については、最後に感染者と接触した日の翌日から4日間の自宅待機による経過観察後、病状が現れなければ通学・通園を許可する。
- (6)大学又は幼稚園は、発熱などインフルエンザによる自宅療養期間内における授業・保育・実習・定期試験等については、学生又は園児に教育的不利益が生じないように配慮する。

#### 4. 休校(休講)・休園等の臨時休業の措置

- (1)文部科学省及び杉並保健所等からの要請に対応できるように、インフルエンザ対策本部(理事長・学長・学部長・教務委員長・学生委員長・入試委員長・事務局長・総務部長・学生部長・アドミッションセンター部長・大学院研究科長・幼稚園長。以下「対策本部」という。)が休校等臨時休業の措置を協議し、決定する。
- (2)休校等の期間は原則として最終接触日の翌日から7日間とする。臨時休校期間の延長の可否や措置内容の変更については、適時対策本部が決定する。
- (3)新型インフルエンザの影響により、休校措置を決定した場合又は入学者選抜試験の時期、内容等を変更する場合には、総務課は直ちに文部科学省または東京都等に届出る。
- (4)大学は、教員の判断により学生に対し、可能な限り休校等期間中の自宅学習の指示をする。
- (5)各クラブ活動における対外試合への参加の可否については、各クラブ加盟の連盟本部の方針を参考としつつ対策本部にて協議・決定する。
- (6)幼稚園は、園児に発熱等などインフルエンザの発病者が一人でも発生した場合には、下記の学級閉鎖又は休園措置をとる。また園長は、保護者に対し、園児の毎朝の検温を依頼し、発熱等異常が認められた場合には、幼稚園へ連絡することを要請する。
  - ① 1学級で1名以上発症した場合 学級閉鎖
  - ② 1学年で2クラス以上発症した場合 学年閉鎖
  - ③ 2学年で学年閉鎖した場合 全休園

## [2] 教職員について

### 1. 教職員が新型インフルエンザに感染した疑いがある場合

- (1)疑わしい病状があれば、本人が最寄りの病院や一般の協力医療機関で受診し、その指示に従う。  
教職員は、その状況を総務課(03-3313-0141)に連絡する。原則として、外出を自粛し、自宅において療養、経過観察する。
- (2)総務課は、当該教職員の所属長へ連絡する。

### 2. 新型インフルエンザではない場合

- (1)医師の診断により、新型インフルエンザではないとされた場合には、総務課へ連絡する。総務課は、当該教職員の所属長へその旨を連絡する。

(2) 季節性インフルエンザの場合には、解熱後2日を経過する日まで自宅待機による経過観察後に、総務課に連絡のうえ、勤務の許可を得ること。

### 3. 新型インフルエンザと診断された場合

(1) 教職員は、総務課に連絡する。

(2) 総務課は、その旨を学内の関係部署に連絡する。

(3) 解熱後2日を経過するか発熱や咳、喉の痛みなど病状のはじまった日の翌日から7日間を自宅待機とし、経過観察後に治癒証明書等を総務課に提出し、勤務の許可を得ること。

(4) 行政機関から学園に濃厚接触者として疑いのある旨調査を依頼された場合には、総務課は濃厚接触者の特定及び一覧表(連絡先を含む)の作成と本人への連絡をする。

(5) 濃厚接触者については、行政機関から外出自粛の要請と予防投薬や経過観察の要請が行われる場合があるので、その指示等に従う。濃厚接触者へは、最後に感染者と接触した日の翌日から4日を限度に自宅待機の指示をすることができる。

(6) 総務課は、自宅待機による経過観察後、病状が現れなければ、勤務を許可する。

### 4. 臨時休業中の勤務・研究体制

(1) 教職員は通常業務とするが、公共交通機関を利用する教職員は、感染予防(手洗い、マスクの着用等)をして出勤する。

(2) 出勤する教職員は出勤前に自宅で体温を測り、健康管理に努める。

(3) 教員は、各研究室において集団行動を伴わない研究活動は行うことができる。

(4) 大学院についても休校とするが、指導教授の許可があれば、指導教授の研究室での研究を認める。

### 5. 教職員に対する労務管理上の対応

(1) 発病した場合には出勤停止とし、傷病欠勤扱いとする。

(2) 濃厚接触者として自宅待機を命じられた期間については、就業規則第19条第1項第4号(防疫休暇)に準じて有給休暇とする。

(3) 家族の発病により、濃厚接触者として自宅待機を命じられた期間については、就業規則第19条第1項第4号(防疫休暇)に準じて有給休暇とする。

(4) 保育所・介護施設等の休業により子女等を預けられずに、出勤できない場合は、年次有給休暇を取得するものとする。

## [3] 行政機関等への連絡

1. 同一集団(原則として、同一学級又は部活動単位等)で、7日以内にインフルエンザ様病状による2名以上の欠席者(教職員含む)が発生した場合には、総務課は、速やかに保健所等へ連絡し、連携をとり、適切に対応するものとする。

2. 報道機関への対応は、理事長の指示により、総務課が行う。

以 上